

防府市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成17年10月13日制定

(目的)

第1条 防府市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会の意見を踏まえて、地域密着サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定、指導、監督について適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的とする。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。ただし、公募の手続きにより決定した委員は、第3号に規定する事項を除いた事項を協議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。
- (5) その他、市長が適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員とする。

(委員長)

第4条 運営委員会の委員長は、防府市高齢者保健福祉推進会議の会長とする。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、健康福祉部において定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。